

ペット 登録申請書(猫)

平成 年 月 日

管理会社 和泉保全有限会社

申請人様

物件所在地:

物件名 :

氏名

印

私は下記のペットを飼育したく、別紙ペット飼育規約に基づき、必要書類を添付の上、下記の通り申請致します。尚、ペット飼育にあたっては法廷事項及びペット飼育規約および念書を遵守し、ほかの居住者に損害、迷惑をかけません。万一、違反した場合はペット飼育の禁止及び賃貸借契約の解除されてもこれに従うことを誓います。

飼育するペット

①ペットの種類		②猫種他	
③性別		④生年月日	
⑤体長・重量		⑥色、毛色	
⑦名前		⑧特徴	
⑨避妊・去勢措置の有無		⑩万一の引き取り人	氏名
⑩予防接種の有無			TEL

*⑨⑩が有の場合

避妊・去勢措置 平成 年 月 日

予防接種 平成 年 月 日

ペットの写真(申請時1か月以内の写真の添付をお願いします。)

複数の飼育の場合は各々に対して提出ください。

ペット飼育における規約とあわせて提出してください。

ペットに変更がある場合はその都度、管理会社まで提出してください。

管理会社

和泉保全有限会社

東京都世田谷区駒沢1-7-23フォンテーヌ駒沢008号室

TEL 03-3422-0484 FAX 03-6450-7416

オ、ペットの飼育に起因して、マンション住民、近隣住民などもしくは賃貸住宅・付帯設備及びこれらの敷地に汚損、破損が発生した場合は、損害賠償その他の責任を負うとともに、誠意をもって解決を図ること。

カ、地震、火災などの非常災害時には、ペットが近隣住民又はマンション住民に危害を及ぼさないように留意するとともに、ペットの保護に努めること。

キ、飼い主は、ペットを自己の責任において飼育し、自己の都合により遺棄しないこと。やむを得ず飼育をやめる場合や、規定に基づきペットの飼育を禁止された場合は、猫にあっては引き取人に引き取らせ、これに抛り難い場合は新たな引き取り人を探す等しなければならないものとし、その他のペットにあっては自らの責任において引取人を探してこれに引き取らせるなどすること。

ク、ペットが死亡した場合は、適切な処置を行うこと。

2、マンション住民等への配慮

ア、住戸の外で、ペットの手入れ若しくはケージ、ブラシその他の飼育用具などの清掃をし、又はトイレ用の砂の乾燥を行わないこと。

イ、ペットの手入れ又は飼育用具などの清掃などを行う場合は、必ず窓を閉める等をして、毛の飛散を防止するとともに、汚物を衛生的な方法により適切に処理すること。

ウ、やむを得ずにペットが住戸の外で排泄をした場合は、糞尿を必ず持ち帰るとともに、排泄した場所又は排泄物を衛生的な方法により、適切に清掃、消毒、消臭などし、処理すること。

エ、ペットを伴って住戸の外に出るときは、ペットをケージに入れ又はリードで結ぶなどして、ペットの行動を制御できるようにすること。

3、猫の飼い主は、前項各号に定める事項のほか、併せて次の各号の事項を守り、猫を適切に飼育しなければならない。

①猫について、健康診断を受診するように努めること。

②猫の飼育に当たっては、集合住宅での飼育に適するしつけを十分に行うこと。

③猫を伴ってエレベーター、共用階段、廊下を利用する場合は、抱きかかえるなど他の利用者への配慮を行うこと。

④猫が死亡した場合及び飼い主の都合により飼育をやめる場合は、甲に届け出ること。

第5条(飼育申請等手続き)

1、乙は、猫の飼育を希望する場合は、大きさ、その他甲が定める条件を満たしていることが確認できるよう、ペットの写真、申請書を添えて、甲及び管理会社に提出しなければならない。

①猫を飼育する場合

ア、感染症について一年以内に実施した予防接種に関する証明書又はその写し。

イ、避妊又は去勢の手術を終えていることを証する書面又はその写し。

ウ、やむを得ず飼育ができなくなった場合の引取人の届け出。

2、乙は、猫の死亡その他の理由により猫の飼育を中止するときは、甲が別に定める書面により、甲に届け出なければならない。

第6条(違反者に対する措置)

1、猫の飼い主が本規則に違反したとき又は飼育する猫がマンション住民もしくは近隣住民等へ損害を与えた時若しくは迷惑行為を生じさせたときは、当該飼い主に対し、飼育方法の指示もしくは指導または警告などを行うことができる。

2、前項の措置にもかかわらず改善が認められない場合は、改善の認められない飼い主に対し、是正又は改善に必要な指導又は警告等を行うことができる。

3、甲は前項の指示もしくは指導又は警告等に従わない飼い主に対し、ペットの飼育を禁止または賃貸借契約の解除をすることができる。

4、甲は、前項の飼育禁止にもかかわらず飼い主がペットの飼育をやめない場合は、賃貸借契約書の規定に基づき賃貸借契約を解除し、又は賃貸借契約の更新を拒絶することができる。

第7条(敷金)

1. 乙は犬の飼育にともない、敷金を通常契約の倍額を甲に預託する。入居途中より犬の飼育を開始する際は、飼育を開始する前日までに甲の指定する方法により敷金を追加預託しなければならない。
2. 甲は、乙の本物件退去時に預託された敷金の50%を無条件にて償却する。なお、この甲の償却取得は犬の飼育期間の長短にかかわらず、また解約理由の如何にかかわらず行うものとします。

特約事項

- 1、ペット飼育については、賃貸借契約書締結時賃借人より申し出があったペット登録申請書に限ることとする。また飼育するペットの変更がある場合は、必ず事前に賃貸人・管理会社の承諾を得ることとする。万一、賃借人がこの作業を怠り、賃貸人・管理会社においてその事実が判明した場合、賃貸人は賃借人に対して、何等かの催告をすることなく賃貸借契約を解除することができることとする。
- 2、賃借人は善良なる管理者として、ペット飼育に関しては十分に注意を払い、決して他に迷惑をかけることとする。万一ペット飼育状況において、鳴き声・悪臭・振動が周辺住民の日常生活を著しく損なうような社会通念上の受忍限度を超える状況となった場合、賃貸人は賃貸借契約を解除することができることとし、乙は解除通知より1カ月以内に退去しなければならない。尚、部屋の明渡しの際は、賃貸人・管理会社の指定する専門業者による故意過失部分などの住居の原状回復、ルームクリーニング、消毒、消臭が賃借人の負担にて実施することとする。

以上、合意の証として、賃借人、賃貸人、が本書を各1通ずつ保有する。

平成 年 月 日

賃貸人

住所

氏名

Ⓜ

賃借人

住所

氏名

Ⓜ

管理会社

東京都世田谷区駒沢1-7-23 フォンテーヌ駒沢 008号室

和泉保全有限会社

TEL 03-3422-0484 FAX 03-6450-7416